

基本契約番号	
--------	--

船舶輸送役務単価契約書

品名(件名)	規格	単位	予定数量	契約単価
	別紙のとおり			
契約期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
契約保証金	免除	履行場所	現地	
代金支払回数	請求の都度	履行期間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	

上記役務(運送)について、契約担当官 陸上自衛隊西部方面会計隊長
(以下「甲」という。)と、(以下
「乙」という。)は、次の条項により船舶輸送役務単価契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲の車両、旅客、その他の貨物(以下「車両等」という。)を仕様書で定めた航路において運送を行うものとし、甲はその代価を乙に対し支払うものとする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

2 乙は、甲の承認を得てこの契約の履行を第三者に委任若しくは請け負わせた場合においても、その義務とされている事項につきその責を免れないものとする。

(秘密保全)

第3条 甲及び乙は、この契約に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、この契約において、甲の指定する秘密がある場合は、この指示に従い、その保全を確実にしなければならない。

(運送の発注及び提供)

第4条 甲は、前条の運送を発注する場合には発注書を乙に交付するものとする。

2 乙は、前項の発注書に基づき、善良な管理者の立場において運送を行うものとする。

(役務の完了の確認)

第5条 乙は、前条の運送が完了したならば、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲又は甲の命ずる役務検査官は、乙より前項の通知を受けた日から速やかに役務の完了を確認するものとする。

(代金請求及び支払)

第6条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、単価契約に関する特約条項第4条で規定する請求金額は、一月ごとに履行された実績額とする。

2 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第7条 甲は、約定期間(第4条第2項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(有償の延期の場合の処置)

第8条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、発注書記載の期間内に契約を履行することができないときには、甲の承認を得て、運送期間、日時を変更することができる。

2 前項の場合、乙は、当初定めた履行期限の翌日から運送完了の日までの遅滞日数1日につき、当該運送にかかる金額の1000分の1に相当する額を遅滞料として、甲の指定する者の定める日までに納付しなければならない。但し、その額が100円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の遅滞料を納付期限までに支払うことができない場合には、納付期限の翌日から起算して納付の前日までの間、未納額に対し年5.0%の延滞金を支払わなければならない。

(無償の延期の場合の処置)

第9条 天災地変その他、乙の責に帰し難い事由により、乙が期間に運送を完了し難い時、乙は、甲に対し遅滞なくその理由を詳記して履行期限の延期を請求することができる。

この場合甲は、乙の請求を正当と認めた時は、無償で履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、甲・乙協議して定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 乙は、契約の履行に関し第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、契約不履行その他乙の責に帰すべき理由により、甲に障害を及ぼした場合は、第8条に定める延滞料のほか、甲の損害に対し賠償の責を負うものとする。この場合における賠償の額及びその納付期限に関しては、甲・乙協議して決定するものとする。

2 賠償は甲の指定した場所における修理又は再生を原則とするも、これにより難いときは、現金納付に替えることができる。

(違約金)

第12条 甲は、乙が正当な理由なく期間内に役務が完了できていないとき、あるいは第4条第2項に違反したときその他故意に損害を与えた場合は、本契約を解除することができる。

2 前項の場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を、甲の指定する者の定める期間内に納付しなければならない。

3 乙が違約金を指定された期日までに納付しない場合には、第8条第3項の規定を準用する。

(契約条件の変更等)

第13条 乙は、料金その他契約条件を変更しようとするときは、事前に甲に通知し、承認を得て変更契約の手続きを行うものとする。

(紛争の解決)

第14条 紛争を生じた場合は、運送約款及び一般商習慣によるものとし、なお疑義のある場合は、甲・乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

(仲裁)

第15条 前条によってもなお解決をみないときは、(一社)日本海運集会所にその仲裁を依頼するものとする。

第16条 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項を付す。

上記契約の締結を証するため、この書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

契約担当官

甲 陸上自衛隊
西部方面会計隊長

乙

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。)及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「排除対象者」という。)を下請負者等(下請負者(再下請負以降の全ての下請負者を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

単価契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 この契約金額は単価とする。

(契約金額の変更)

第2条 この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。

(発注及び納入)

第3条 乙は、甲の発行する発注書等により、指定納期(納入時間・時期)までに指定場所に物品を納入するものとする。

(代金の請求)

第4条 乙は、履行完了段階において確定数量に契約単価を乗じた金額を請求するものとする。

(その他)

第5条 発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができない。